

標題 : 【地方公務員災害補償基金】精神障害等の認定基準の改正について
発信番号 : 自治労情報2024第0064号
発信日付 : 2024年3月25日
宛先(団体) :
宛先 : 各県本部委員長様
送信者(団体) : 全日本自治団体労働組合
送信者 : 中央執行委員長 石上 千博

日頃のご健闘に敬意を表します。

2023年9月に民間労働者を対象とした労働者災害補償保険制度において、心理的負荷による精神障害の認定基準が改正されました。これを受けて、2024年2月に国家公務員について人事院が精神疾患等の公務上災害の認定指針を改正しています。

これらを受けて地方公務員災害補償基金が精神疾患等認定基準を改正しました。

(1) 精神疾患の悪化の公務起因性が認められる要件の見直し(第4の1関係)

精神疾患の悪化前おおむね6ヵ月以内に「極めて強い業務負荷」がない場合でも、「強度の業務負荷」により悪化したと医学的に判断されるときには、悪化した部分について公務起因性を認めることとされました。

(2) 精神疾患事案にかかる医学的知見の収集の合理化(第7関係)

極めて長時間にわたる時間外勤務(発症直前の1ヵ月におけるおおむね160時間を超える時間外勤務等)があったと認められる精神疾患事案(自殺案件を除く)に関する当職への協議については、一定の条件を満たしたものは、本部専門医師の医学的知見を聴取せず、主治医の意見のみをもって公務起因性を認める旨回答し得ることとされました。

(3) 自殺案件にかかる医学的知見の収集の合理化(5(1)関係)

公務起因性の判断に関する理事長協議に対する回答に当たっての本部専門医師からの医学的知見の聴取について、極めて長時間にわたる時間外勤務(発症直前の1ヵ月におけるおおむね160時間を超える時間外勤務等)があったと認められる場合で一定の条件を満たしたとき等は、複数人でなく、単独の本部専門医師への聴取で足りることとされました。

(4) 業務負荷の分析表の記載内容の具体化(別表関係)

着眼する要素としてのパワーハラスメントについて、これまでの「身体的攻撃」、「精神的攻撃」に加え、「人間関係からの切り離し」、「過大な要求」、「過少な要求」および「個の侵害」も明記したほか、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント等にかかる出来事例について、性的指向・性自認に関するものを含む旨が明記されました。

なお、2024年2月の国家公務員について「精神疾患等の公務上災害の認定指針」の改正では、認定指針にカスタマーハラスメントに関する項目が追加されましたが、地方公務員については「業務負荷の分析表」の類型「住民等との公務上の関係」でカスタマーハラスメントについて既に網羅されているとして、今回の認定基準の見直しでは改正されていません。この点の詳細については、現在確認中ですので、判明次第ご連絡させていただきます。

添付ファイル :
240322_1+一部改正通知(理事長通知).pdf
240322_2+一部改正通知(課長通知).pdf
理事長通知_240322改正.pdf
課長通知_240322改正.pdf